

災害廃棄物処理に係る図上訓練実施業務仕様書

1 業務名

災害廃棄物処理に係る図上訓練実施業務

2 趣旨

市町の災害廃棄物処理体制をより実効性のあるものとするため、災害廃棄物処理を担当する自治体職員等を対象に、災害廃棄物処理に必要な知識及び技術を習得させることを目的として実施する、災害廃棄物処理に関する図上訓練を効果的かつ効率的に行うため、当該事業の実施に係る企画提案を募集し、委託先の候補者を選定する。

なお、委託先の選定に当たっては、経費面だけでなく人員体制、仕様書内容の反映度などを総合的に判断する。

3 委託上限額

3,737千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 委託の期間

契約締結の日から令和2年3月19日とする。

5 業務の内容

災害廃棄物処理に係る図上訓練実施業務（以下「図上訓練」という。）を企画・運営するため次の業務を行うこと。

- (1) 実施要件は、次のとおりとすること。
 - ① 開催時期：令和元年7月～11月頃を目途に、1回（1日）開催するものとし、具体的な日時は受託者が県と協議の上、決定する。
 - ② 対象者：県、各市町廃棄物行政担当者及び関係団体（概ね50名程度の参加を想定）
 - ③ 開催場所：愛媛県水産会館（松山市二番町4丁目6-2）又は同等の施設を受託者において手配する。
- (2) 図上訓練の構成及び手法等を設計し、企画・運営すること。

図上訓練の内容は、次の点を踏まえること。

 - ① 災害廃棄物処理に関する知識及び技術を習得すること目標とする。
 - ② 図上訓練には次の内容を含むこと。
 - ・初動対応について
 - ・仮置場の設置について
 - ・住民へ周知するべき情報の伝達（廃棄物の搬入場所、分別方法、各種支援制度）
 - ・災害廃棄物発生量の推計方法について 等
 - ③ 図上訓練を円滑に進めるため、コーディネーター等を配置すること。
 - ④ コーディネーター等にはD.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）

に所属している団体またはこれと同等以上の知識及び経験を有する団体から1名以上を起用すること。

- ⑤ 図上訓練を効果的なものとするため、図上訓練の前後に実施方針の説明、訓練結果の説明等を行うものとする。会場の手配については受託者において実施するものとする。
- (3) 図上訓練に係る司会進行、ガイダンス、コントローラー等、開催に係る一切の業務を行うこととする。
- (4) 図上訓練の実施に必要なものとなる、訓練シナリオ及び訓練付与情報等の資料を参加者数に応じ作成する。なお、資料の内容は県と事前に協議するものとする。
- (5) 訓練に必要な帳票類については、県が策定した災害廃棄物処理対策マニュアルモデル（平成31年1月策定）の様式を用いることとし、必要な記載例を示す等により効果的な訓練を実施すること。なお、災害廃棄物処理対策マニュアルモデルにないものは、県と協議の上、作成すること。
- (6) 図上訓練を実施するために必要な機器、物品等を準備すること。
- (7) 委託事業の実施状況について、県ホームページ上等に掲載できるデータ（写真、文章）を提出すること。
- (8) 図上訓練の内容については、市町職員等に配布するため、報告書としてとりまとめの上、成果品として提出（電子納品）すること。
- (9) コーディネーター等に対する旅費、謝金の支払い。
- (10) 参加者に対するアンケートの実施、回収及び分析。（アンケート案の作成を含む。）
- (11) その他、事業目的を達成するために効果的な業務を行うこと。

6 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに広報手段やイベント内容等の具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して愛媛県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。

8 成果の帰属及び秘密保持

- (1) 成果の帰属

本業務で得られた成果は、原則として、愛媛県に帰属する。

(2) 秘密保持

本業務において知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

9 その他

その他詳細については、必要な都度、愛媛県と受託者とで協議する。